

令和5年8月1日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎明神委員長 本日の委員会は「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で課題と思われる項目を選定いたしました。また出先機関調査の際、安芸市から受けた陳情については、執行部からの措置状況等の説明と質疑したことを受けて、総務委員会から安芸市へ通知することとします。

まず、取りまとめ項目につきまして執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### 《警察本部》

◎明神委員長 それでは、警察本部について行います。

まず、自転車ヘルメット着用について、警務部長の説明を求めます。

◎尾崎警務部長 それでは、取りまとめ項目、自転車ヘルメット着用について御説明いたします。説明資料の1ページを御覧ください。

まず、1自転車ヘルメットの着用努力義務化につきまして、改正道路交通法のうち、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化の規定が、本年4月1日に施行されました。これは、自転車事故で頭部を受傷した場合に、ヘルメット着用による被害軽減効果は統計上明らかであって、世代を問わず着用することが望ましいこと等から改正されたものです。

次に、2県内における自転車事故の発生状況について御説明いたします。本年6月末現在、自転車による交通死亡事故の発生はございませんが、下の自転車事故の発生件数及び死傷者の推移というグラフを御覧ください。オレンジ色の線が死者数の数字になりますけれども、平成30年が7人、令和元年5人、令和2年9人、令和3年5人、令和4年4人と、自転車事故による死者は決して少ないとは言えません。また、全交通事故件数に占める自転車事故の割合はおおむね2割を超えており、自転車による交通死亡事故抑止対策は重要な課題と考えております。続きまして、自転車乗用中の事故における損傷主部位という円のグラフを御覧ください。過去5年間の自転車乗用中の死傷者の主な受傷部位については、軽傷も含めた事故全体、左側になりますけれども、頭部の割合、12時の方向からの青い部

分ですが、約16%でありますけれども、交通事故死者に限ってその割合を見てみますと、その半数が頭部に致命傷を負っているという状況にあります。このことから、自転車による交通死亡事故を抑止するためには、頭部の保護が非常に重要であると言えます。一方で、高知県内で過去5年間に発生した自転車乗用中の事故による死傷者1,343人のうち、ヘルメットを着用していた方は136人となっております、全体のおおむね1割にとどまっております。

続きまして、3ヘルメット着用促進の取組について御説明させていただきます。説明資料の2ページを御覧ください。(1)各種交通安全講習の場における指導等について御説明いたします。学校等の教育現場における交通安全教室においては、以前より、自転車ヘルメットの着用を指導してきたところですが、今般の努力義務化に合わせて、企業や団体、高齢者等に対する安全交通安全講習においても、これまで以上にヘルメット着用を重点を置いて説明し、着用促進を図っております。

次に、(2)街頭活動等における広報の取組についてですが、通勤通学の時間帯を中心に実施している街頭指導に併せて、ヘルメット着用の呼びかけや、各種のイベントに併せた広報啓発活動に取り組んでおります。自転車ヘルメット着用啓発パレードや、警察署配置の高齢者アドバイザー等が高齢者宅を訪問して、交通安全活動をする中で、ヘルメット着用の指導も行っております。

次に、(3)各種広報媒体を活用した広報について、県警ホームページにより周知を図っているほか、公式ユーチューブやツイッターにおいても、ヘルメット着用促進の情報発信を行っています。また、平日午後に交通事故発生状況等をラジオ放送しており、ここでも、自転車ヘルメットの着用を呼びかける発信を行っています。さらに、学生等を主体とした自転車ヘルメットの着用促進に関する動画の制作による広報も実施しております。動画を活用することで、より広く、様々な機会、広い年齢層にヘルメット着用の重要性を広報することを目的としたものでありまして、これまで制作した動画の例としては、土佐市の蓮池小学校の生徒による動画、窪川署と地元ケーブルテレビが協力して、四万十かつらん運動と名づけて制作した動画、須崎総合高等学校の生徒が制作したヘルメット着用啓発動画がございます。参考まで、動画の事例について、写真を資料下部に添付しております。その他各警察署において、独自にヘルメット着用促進のチラシやポスターを作成する取組、また、交差点等に設置されているデジタルサイネージに広報映像を提供し掲示してもらうよう働きかけるなどの方法により、ヘルメット着用の重要性を広く県民に呼びかけているところであります。

次に、(4)関係機関との連携についてですけれども、本年3月には、警察本部長から、高知県教育委員会の教育長に対して、各学校等へのヘルメット着用等の周知を依頼するとともに、各警察署から、市町村の教育長へも同様のお願いをして、学生のヘルメット着用

促進を図っているほか、事業所への周知を図るべく、安全運転管理者協議会連合会に対しても、同様の趣旨で周知の依頼を実施しております。加えて、県内の中学高校に配布している交通安全教育用の教材、トラフィック・セーフティ・ニュースと呼んでおりますけれども、これを活用した周知にも取り組んでいます。また、交通安全活動に積極的な学校を自転車安全利用のモデル校として指定し、学生の自主的な交通安全活動を支援し、その中で、ヘルメット着用の広報啓発活動を実施してもらう取組を行っております。さらに、県学校安全対策課や各自治体等において実施している自転車ヘルメットの購入時に活用できる購入費補助制度についても、各種機会を活用して広報しています。

取組の最後に、(5)交通安全アンバサダーの任命について御紹介します。説明資料の3ページをお開きください。高知県における自転車ヘルメット着用率向上等のため、知名度や影響力がある近藤真彦氏に、交通安全活動に協力していただくよう依頼したところ、快諾をいただき、本年7月2日、同氏を交通安全アンバサダーとして任命した上で、自転車ヘルメット着用促進の広報啓発イベントを実施いたしました。具体的には、警察本部において、交通安全アンバサダーの任命式を行った後に、交通安全啓発動画の撮影を行い、その後、警察本部前からひろめ市場までの間、学生サイクリング部との自転車パレードを実施、さらに帯屋町アーケードを、自転車に乗るときはヘルメットを着用しようとして記載した横断幕を持ってパレードしていただいたもので、アーケードでのパレードは園児の鼓笛隊も参加してくれました。このイベントでは、県内外から非常に多くの人が集まったほか、その状況が、各テレビ局や新聞、さらにネットニュース等により、高知県内だけではなく全国に報道され、広くヘルメット着用の広報活動ができました。なお、今回同氏に出演いただいたヘルメット着用促進等の交通安全啓発動画については、7月12日から県警察公式ユーチューブにおいて公開しているほか、各種の交通安全講習においても活用しております。

4今後の取組について御説明いたします。資料の下段を御覧ください。自転車ヘルメットの着用率を向上させるため、交通安全教室や講習といった交通安全教育の機会において、全ての年齢層を対象としたヘルメット着用についての指導を実施していくとともに、全国交通安全運動等におけるイベント実施に合わせた効果的な広報啓発活動を推進してまいります。また、自転車の安全利用モデル校の拡大等による、学生のヘルメット着用率の向上を図る対策にも取り組んでまいります。広報啓発を行うに当たっては、県の関係各課や、教育委員会、市町村の交通安全担当部署や学校等に対し、ヘルメット着用促進に向けた働きかけを行うなど、関係機関と協力、連携して実施してまいります。

以上、自転車ヘルメット着用について御説明しました。県警察では引き続き各種取組を推進し、高知県において自転車ヘルメットの着用促進に取り組んでまいります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎三石委員 ヘルメット着用促進の取組について、ここでも言わせてもらったし、出先においても言わせてもらいました。具体的な取組として1から5番まで述べられておりますし、私もテレビで見ましたけども、近藤真彦さん、非常に効果もあったんじゃないかなと思うんですけども、町を車で走っておっても、少しずつ前進といいますか、ヘルメットの着用が定着しつつあるんじゃないかなと思うんですけども。

今後の取組のところで、これをやっていただくことにはもう大賛成で、ぜひ推進をしていただきたいんですけども、特に学校の先生方とか、県の職員、それと各市町村の職員が率先して見本といいますか、ヘルメット着用していただきたいという気持ちが非常に強いですけれども、そういうことを推進すると書いてますけれども、各市町村、県も含めて、県庁やったら県庁の職員、市町村やったら市町村の職員へのお願いというか働きかけは、具体的には今までどうなされておったのか、さらにそういうことを強めていくと書かれてますけれども、どう徹底というかお願いをしていかれるのか、そこらあたりをもう一度聞かしていただいたらと思うんですけどね。

◎室津交通部長 ヘルメット着用について、本部長名のお願いの文書をつくりまして、県庁及び市役所に、警務部長と前交通部長が直接お願いに行きました。それから、各署においても署長が各地方自治体に出向きまして、職員等の着用をお願いしたという状況がありますけれども、その後は自治体の皆さんとも一緒にいろいろ広報啓発をやっておりますので、その中で着用を促すお願いをさせてもらっているところであります。

◎三石委員 強制ではないんですけども、ぜひつけていただきたいということで強化されてきてるわけですね。事故を起こすほうも、事故に遭ったほうも、両方が不幸になりますし、特に頭部の損傷が致命傷になるということも聞いておりますし、ヘルメットをつけることの重要性というのを分かっていたら、ぜひ普及するように、さらに推進をしていただきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、南海トラフ地震対策について説明を求めます。

◎尾崎警務部長 それでは、取りまとめ項目、南海トラフ地震対策について御説明いたします。説明資料の4ページを御覧ください。

まず、1 駐在所の浸水対策について御説明いたします。1点目は立地状況についてでございます。県内には、駐在所と交番が合わせて105施設ありますが、このうち39施設が津波浸水区域に立地しており、4施設が旧耐震基準のままとなっています。県警察では、それぞれの立地状況や建築年数を勘案しつつ、移転に関する地元住民の意見や要望等を踏まえまして、財政当局とも協議しながら、移転や建て替えを進めていくこととしています。

2点目は、災害対応施設についてです。災害対応型の施設として、鴨田交番と三里交番があります。高知南署の鴨田交番は、災害対應用備品管理庫を併設した交番であり、高知

東署の三里交番は、地域住民の方に避難施設として使用していただくことを想定した交番で、高知市から、津波避難ビルとして指定されています。今後とも、こうした災害対応型の交番や駐在所の建設について検討していくこととしています。

3点目は、職員に対する指導教養についてです。東日本大震災では、避難誘導に従事していた警察官が殉職し、いまだに行方が分からない警察官もいると承知しています。県警察では、南海トラフ地震の被害から県民を守るため、まずは、警察職員自身が自らの安全を確保することの重要性について、あらゆる機会を通じて教養を行っているところです。

続きまして、2 発災時における連絡体制及び備蓄状況について御説明します。1点目は発災時における連絡体制についてです。警察署と駐在所の連絡手段については、警察電話や加入電話、無線機、衛星携帯電話など従来の通信手段に加えまして、警察無線が届かない地域での無線通話を可能とするスマートフォン型の通信機器、ポリストリップルアイを全ての交番や駐在所に配備しており、こうした通信資機材を活用して、連絡を取り合うことにしています。警察署と関係自治体との連絡手段については、加入電話や衛星携帯電話による連絡のほか、警察署員を自治体の災害対策本部にリエゾンとして派遣し、被災状況や住民の避難状況などについて、迅速に情報共有を図ることにしています。

2点目は、警察署及び駐在所の備蓄状況についてです。発災後、迅速に災害警備活動を行うことができるよう、全ての警察署、交番、駐在所に、つるはしやショベルなど、災害警備用資機材が収納された災害救助用具セットを配備しています。また、警察署、交番及び駐在所の職員の備蓄食料や飲料水につきましては3日分を配備し、非常用トイレパックも1週間分配備しています。このうち備蓄食料については、食品ロスの削減に配慮しながら、計画的に減耗更新を行っています。

最後に、3 災害警備訓練について御説明します。1点目は、実践的災害警備訓練についてです。災害警備実施の主軸となる広域緊急援助隊を中心に、埋没車両や、倒壊家屋から被災者を救出する訓練に取り組むなど、救出救助技能の向上に努めています。また、消防、自衛隊、海上保安庁など、応急救助機関と連携し、様々な事態を想定した合同訓練等を行い、対処能力の向上と連携強化に努めています。

2点目は、持続的災害警備訓練についてです。発災直後における災害警備活動は、一線署に勤務する警察官の迅速的確な活動が、その成否を分けます。そこで、一線署に勤務する警察官の救出救助技能や、装備資機材、取扱い技能を個別に把握した上で、一人一人の能力に応じて必要な技能を身につけさせる訓練に取り組んでおり、一定の成果が見られているところです。

3点目は、地域防災力の向上に向けた取組についてです。津波早期避難意識率の向上を図るため、啓発の強化による自助と共助のさらなる推進が重要な課題となっています。県警察では、自主防災組織との協働による防災訓練や出前方式による防災講話、各種広報媒

体を活用した広報啓発活動や体験型防災イベントの開催など、地域防災力の向上に向けた取組を進めているところです。

以上、南海トラフ地震対策について御説明いたしました。本県の最重要課題の一つである南海トラフ地震対策について、県警察としましては、県民を守るという役割をしっかりと果たすべく、引き続き、施設や資機材の整備、関係機関との連携強化、各種訓練や広報啓発活動などに取り組んでまいります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 自家発電の機能を持つということが重要になってくるのではないかと思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

◎筒井警備部長 自家発電装置の整備状況について、警察署につきましては、現在移転計画を進めております室戸署と宿毛署のほうを整備できておりませんので、移転に合わせ整備する方針でございます。あと、交番と駐在所につきましては、それぞれ自家発電装置というものが整備されておられません。各署に配備されております可搬型の発電装置で対応するというようにしております。

◎はた委員 自治体との連携だとか、また県の政策としても、拠点となる公の施設の持続可能性を高めるという意味で、最近はずごく性能もよくなったり、価格も安くなったりということで、そういった自家発電機能の充実がしやすい状況になってるかと思うんですが、県警側からそういう自家発電の機能を充実していきたいという発信を自治体にしていく姿勢も、予算の面でも必要なんではないかと思うんですが、どうでしょうか。

◎筒井警備部長 先ほど警務部長からお話しましたように、津波浸水区域に設置している警察施設が39、それから旧耐震基準のままの施設が4施設ということで、このうち二つの施設が津波浸水区域に立地している上、耐震基準を満たしていないと。具体的には安芸署の奈半利駐在所と中村署の佐賀駐在所のほうも建て替えは取り急ぎ必要かなと考えているところでございますので、そういった部分について、県のほうにも自家発電装備の配置といいますか、整備された交番あるいは駐在所の設置ということで働きかけていく必要があるかと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

#### 《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

まず、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 調査事項の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。土佐清水市立清水小学校教諭が、ハラスメント行為及び虚偽報告を行った

事案でございます。当該教諭に対しましては、7月12日付で免職の懲戒処分を行いました。本事案は、令和2年度及び4年度に、当時教頭であった同教諭が、2人の臨時講師に対してハラスメント行為を行ったものであります。ハラスメント行為は、被害者の人権を無視し、精神的な苦痛を与える許されない行為であります。特に、ハラスメントの相談窓口として、教職員を守る立場にある管理職がこのような行為に及んだことの責任は極めて大きく、教育公務員に対する社会的信用を著しく失墜させ、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、市町村立教育長会、県立学校長会、小中学校長会など、様々な機会を捉えて、綱紀の保持及び服務規律の徹底について要請をしております。加えまして、今後、県教育委員会における不祥事防止策の検証等を行いますとともに、外部有識者等が参画する会議体の設置等を検討しております。また、特にハラスメントにつきましては、学校種を問わず、被害の訴えがあれば、県教育委員会と必ず情報の共有を行い、協働して解決する体制を構築しております。併せて、ハラスメントガイドブックの対応マニュアルの周知徹底等を図り、相談体制の整備や、啓発活動の実施など、ハラスメントの防止に向けた取組を着実に実行していくことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

それでは、議題の説明をさせていただきます。まず、総務委員会の皆様方におかれましては、5月23日から6月9日までの間、県教育委員会が所管します県立学校及び出先機関、並びに市町村教育委員会等が所管しております小中学校等の状況につきまして、調査いただきましたことを厚く御礼申し上げます。今回、現地におきまして、各学校や出先機関のそれぞれの課題に対する取組とともに、卒業生の進路状況など、教育全般にわたる様々な質疑を行い、学校現場の実情を詳しく調査いただきました。また、取りまとめ項目となっております地域みらい留学や、部活動の地域移行、自転車ヘルメット着用、貸出図書のリターン延滞などに関しまして、貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきまして後ほど担当課長から、教育委員会の考え方などについて御説明をさせていただきます。教育委員会では今回、委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、今後とも子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。委員の皆様には、今後とも一層の御指導をよろしくお願い申し上げます。

最後に、報告事項でございますが、冒頭に報告をいたしました教職員の不祥事のほか1件でございます。令和5年度全国学力学習状況調査の結果についてでございます。本年度4月に実施された全国学力学習状況調査の結果が7月31日に公表されましたことから、その内容につきまして小中学校課長から御説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

## ＜高等学校振興課＞

◎明神委員長 続いて、地域みらい留学について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 資料につきましては、青色インデックスの教育委員会、総務委員会資料、出先機関等の調査事項の取りまとめ、赤色インデックスの高等学校振興課のページでございます。当課から地域みらい留学について説明をさせていただきます。

中山間地域の市町村にとりましても、高等学校は地域における教育の重要な拠点であり、地域の人材育成、また地域の活性化の観点からも大きな役割を担っております。そのため、高等学校再編振興計画や教育振興基本計画に、中山間地域の高等学校の魅力化を位置づけて、取り組んでいるところでございます。その魅力化の取組の一つとして地域みらい留学がでございます。

まず、1 現状、（1）地域みらい留学の概要でございます。地域みらい留学は、都道府県の枠を超えて、地域の特色のある高等学校へ進学し、自分らしい挑戦や成長を感じながら、高校生活を送ることができる仕組みでございます。島根県にあります地域教育魅力化プラットフォームが主催をいたしまして、平成30年度に始まりましたが、毎年、参画校が増えており、本年度は33道県105校が参画をしております。

（2）本県の取組といたしましては、平成30年度に嶺北高等学校が参画したの皮切りに、令和4年度には、室戸高校、嶺北高校、梶原高校、四万十高校、大方高校の5校まで拡大をしまして、資料の中ほどの表にありますように、5年間で74名の県外生徒が、地域みらい留学を活用して入学をしております。本年度は、先ほどの5校に中村高校西土佐分校を加えた6校が参画をしている状況でございます。また本年度、県の移住施策とも連携をいたしまして、首都圏で開催をされます高知暮らしフェアにおいて、県立高等学校のブースを出展いたしました。6月に開催されました高知暮らしフェアには、8組12名の方がブースに会場され、県内の教育環境への相談や、高等学校のPRを行ったところでございます。各学校では、地域みらい留学に関します合同学校説明会を実施しておりますほか、独自で、学校見学会やオープンスクール、また個別相談会を開催しまして、地域とともに学校の紹介を行っております。また7月及び8月には、県外生徒の学校見学会をバスツアーとして実施する計画を立てまして、学校見学だけでなく、例えば四万十、梶原、大方の合同バスツアーでは、川遊び体験を行うなど、地域や高知の自然にも触れる経験をしてもらう工夫なども行っているところでございます。

2の課題でございますが、地域みらい留学への参画校が拡大をしておりますことで、他県との競合が起きております。また県外から生徒募集するに当たり、寄宿舎の定員や、寄宿舎がないなどの生徒の居住施設の確保についての課題がございます。さらに、県外から入学してきた生徒が、休日等に地域に出て活動することも、地域みらい留学の大きな魅力の一つであるため、これらの活動を行うための地域の協力体制の構築というものが必要と

なっております。

3の課題への対応といたしまして、SNSを活用した学校の魅力や取組の発信を行いますとともに、引き続き、移住施策との連携をし、将来の生徒数の増加も視野に、地域の高等学校の魅力を積極的にPRをしてまいります。また、生徒の居住施設の確保につきましては、空き家などの既存施設のリノベーションや、教育振興施設整備事業費交付金の活用など、市町村と協働を重ねながら、生徒の居住施設の確保に努めてまいります。黒潮町では、教育振興施設整備事業交付金を活用いたしまして、生徒の居住機能を備えた黒潮町教育振興交流センターを建設することとなっております。令和7年3月の完成予定とお伺いしております。さらに、学校と地域が協働する地域コンソーシアム等で、県外生徒の受入れと活動内容について共通理解を図りますとともに、休日の活動等がスムーズに実施できますよう支援を行ってまいります。これらの取組によりまして、地域みらい留学の充実に努めてまいります。

当課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 嶺北に行ったときに、子供さんも今年33名と大変多いですね。それで、子供さんは留学をされてるわけだけども、保護者の皆さんが様子を見たいなとか、嶺北の地域もちょっと味わってみたいなとか、そういうときに来られた場合に、子供たちの部屋に入れますかと聞くと、そうはしておりませんという話でした。そういう保護者の皆さんの要望があるのかどうか、それから、私は子供がどんな状況の中で学んでいるのかっていうのをかいま見るのも大事なと思うんですが、そのあたりの要望があるのかどうか、またそれにどんな配慮をしているのか、そこを教えてください。

◎野田高等学校振興課長 こういった交流センターなどに宿泊ができないということだと思います。宿泊はできませんけども、寮の様子を見ることというのは、各校が実施しているかだと思います。その中で地域との学び、体験なども、学校のほうから紹介をさせていただいていると認識しております。

◎中根委員 分かりましたが、宿泊施設がなかなか少ない地域も多いわけで、子供たちの様子を見たいなと思ったときに、なるべく便宜を図ることができるような発想も、ぜひ、学校側というか、教育委員会側に持っていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

◎大石委員 お話しいただいたように、環境整備も非常に大事ですけれども、もう一つ根本的に大事なのは各高等学校の特色化の推進というところで、いわゆる魅力化コーディネーターの果たす役割が大きいという議論をこれまでもしてきましたけれども、ここは今、各市町村なんかでも協力しながらということですが、一定高度人材といえますか、それなりの実績といえますか、地域とも連携するさらに新しい教育を生み出せるといえますか、

それは相当力量がないとなかなか難しいと思います。その力量のある人材を確保するためには、それなりの財政措置も当然必要になってくると思いますけれども、そのあたりは今回、言及があまりありませんでしたが、どうお考えでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 地域と学校を協働する、またはつなぐコーディネーターの果たすべき役割というのは大きいものだと考えております。その中で本県の取組といたしましては、各市町村が採用いたしまして現在は4校に4名配置されておりますコーディネーターに対しまして、今年度は地域教育魅力化プラットフォームのほうから、本当に力量のある方にアドバイザーとして委託をしまして、そのアドバイザーが助言・支援を行う仕組みによって、それぞれのコーディネーターの力量を向上させていく取組をしているところでございます。アドバイザーと同等の力量を持つコーディネーターをいきなり採用するというのは非常に難しい状況がございますので、そういったアドバイザーの委託の支援によって、各コーディネーターの力量を確実に上げていく取組を進めているところでございます。

◎大石委員 各コーディネーターの任期は何年ですか。

◎野田高等学校振興課長 各市町村によりまして採用形態が異なっております。地域おこし協力隊で採用するものでありましたり、町の会計年度任用職員として採用する、または町が委託をするという契約によって採用するなど、それぞれでございます。

◎大石委員 言わば、ある種脆弱な雇用体系の中で雇用しているわけですね。年収も200万円程度という中で、そこに、今課長がおっしゃられたように人材育成とか力をつけさすためにやるって言って、それで二、三年たつて力がついて、そこで報酬が上がるのかといえば上がらない。今年来年と、日に日に子供たちが減っていく中で、いま急いでこれをやらないといけないときに、本当にそういう体制でいいんですか。

◎野田高等学校振興課長 現在、市町村の協力に頼るところも多いところでございます。市町村におきましては、地域おこし協力隊で雇用して、任期が終わった後、町の会計年度任用職員など、処遇を少し改善しながらコーディネーターとして活躍をしていただいているような状況がございます。また先ほどの委員の御指摘にありましたように、期間がある中でのコーディネーターの採用には課題がございますし、例えば県としてもコーディネーター、何とかできないかということについては検討を重ねていきたいと思っております。

◎大石委員 人口対策は市町村の仕事といたしますか、ただ県立学校自体の活性化というのは県教委の範疇ということで、それぞれの役割がある中で、そういった分担になってるんだと思います。一方で、これから再編計画の話をしていくわけですがけれども、県立高校が、特に中山間で残っていくというのが非常に大事だと考えたときに、このコーディネーターの果たす役割というのは非常に大きいという中で、市町村任せよりも、もう少し県が危機感を持って、財政措置も含めて一歩踏み込んだ対応を、本来は県教委が引っ張ってやっていただきたいなという期待と希望を持つところなんですけれども、そこは今おっしゃられ

たように本当に市町村に任せているというところもあろうかと思いますが、もう一歩踏み込んだ取組というのは、教育長、お考えいただけないのでしょうか。

◎長岡教育長 今おっしゃっていただいたように、やはり中山間地域の学校の魅力化を図るということは非常に大切なことだと思います。そのために、コーディネーターとかアドバイザーという方々の力は非常に重要なものだと思います。そういった意味で、今年度から話し合いをします再編計画の中で、十分コーディネーター等についても検討させていただきたいと考えております。

◎大石委員 全国の事例を見ますと、良いコーディネーターがいるところが人が増えてくるというのが当然明らかでありますので、地域おこし協力隊あるいは会計年度任用職員といった皆さんももちろん育てていただかないといけないんですけども、やはりもう少し強力な体制を県教委が引っ張ってつくっていかないと、なかなか市町村が先に走るということにならないと思いますので、ぜひお考えいただくように要請をして終わりたいと思います。

◎中根委員 同じことを重ねて要望したいと思います。やっぱり、県立学校をいかにつくっていくかってのは県教委の仕事だと思います。そこに会計年度任用職員とか、地域おこし協力隊の方たち、地域にいきなり任せるっていうのはちょっと本末転倒ではないかと。やっぱりそれぞれの県立学校をどんなふうにも元気に地域に基づいたものにしていくかというのは、県教委が案をしっかりと持って、それをある意味お手伝いしていただくのがコーディネーターであって、最初からコーディネーターの方たちに丸投げするっていうのはちょっと違うんじゃないかと。そこは大石委員がおっしゃったように、私は県教委が腹を据えて、人的配置も含め、地域の教育をどうするのかという案をしっかりとつくる部署をつくるべきだと思いますので、そのあたりはしっかりと私も要望しておきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### <保健体育課>

◎明神委員長 次に、部活動の地域移行について、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 部活動地域連携・地域移行について説明させていただきます。お手元の資料、出先機関等の調査事項の取りまとめの赤い保健体育課のインデックス、2ページのポンチ絵を御覧ください。

まず、上段にあるのは、国の方針としまして、昨年12月にスポーツ庁、文化庁より、「少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。そのため、令和5年度から7年度までの3年間を、部活動の改革推進期間として県・市町村の取組を支援。部活動の地域連携・地域移行については、達成時期を一律に定めず、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指す。」とされております。

これを受けた県の取組としまして、その下にありますように、「部活動の地域連携・地域移行に係る検討会議を設けるとともに、地域移行や拠点校部活動についての実証事業などの具体的な取組を通じて、課題整理や対応策などの検討を進める。あわせて市町村における協議会の促進を図る。」また、「令和8年度以降の国の部活動ガイドライン見直しに合わせ、県内の取組状況も踏まえ、県としての方向性を示す。」として、令和5年2月の総務委員会にて御報告させていただいております。

今年度の取組としましては、資料中段左側にあるように、高知県における部活動地域連携・地域移行検討会議を設置し、子供たちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境整備や公立中学校における部活動の地域連携・地域移行の課題、対応等についての検討をすることとしております。検討会議では、新しく3つの部会を設置し、具体的な事項について検討していくこととしております。1つ目の地域移行検討部会では、実際に部活動が地域に移行した場合の課題への対応などについて、今年度、実証事業を実施している市町村に、指導者の確保や予算など具体的な課題について整理し、対応していくための協議をしてもらいます。2つ目の地域連携検討部会では、拠点校部活動の環境整備や、部活動指導員の資質向上に向けて協議してまいります。県内ではまだ拠点校部活動を実施している地域がないため、拠点校部活動を運用していくための環境を整えたいと考えております。また、部活動指導員の適切な配置、資質向上に向けた研修の内容の充実を図っていく予定でございます。3つ目の部活動ガイドライン改訂部会では、国のガイドラインの改訂に伴い、県のガイドラインの改訂を行うこととしております。

また、市町村の取組として、中段右側にありますように、国の事業を活用して、部活動改革等に係る協議会を14の市町村で設置し、そのうち4市町では、地域移行実証事業を実施しております。部活動指導員の配置状況については、今年度は、運動部では16市町村で67名、文化部で4市町村6名となっております。

さらに各学校や保護者などへの周知については、PTAの会議や校長会等で、県内の取組状況や、新しく変更となった中体連主催大会への地域クラブの参加や、合同チーム、拠点校部活動などについても説明をしていき、周知を図りたいと考えております。

地域連携・地域移行において課題となるのが、指導者の確保や受皿の整備についてでございます。現在、文化生活スポーツ部や高知県スポーツ協会などとの関係機関と連携し、指導者の確保や、受皿の整備に向け、取組を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 部活動の地域移行が市町村で議論され始めてます。例えばプールなどの利用の在り方をどうしていくかということも、部活動の地域移行と併せて議論をされているかと思うんですが、その議論の経過を見ると、コストが削減できると。報告を聞くと、少な

いコスト、少ない人員で運営できるんだっていうことが優先された議論になってるようになるんですけども、県教委としては、今市町村が議論している状況について、どういうふうにお考えでしょうか。

◎前田保健体育課長 まずプールのことにつきましては、今報道等では学校での体育の授業等ということでは、これから建て替えとかなると1億円とか2億円単位で入りますので、そのことについて、コストとか、いろんな部分で今検討されていると思っております。また施設等につきましては、基本的には中山間のような学校はそれぞれ部活がやっております。そこに地域の方が入ってきて指導していただくような形になろうかと思っておりますので、そういった場合、社会タイプになるのか、学校部活動のまま外部指導者が入ってくるのかみたいな形になりますので、それぞれに応じてまた市町村で、施設の利用の減免であったり、そういったことを御検討されるようになってくると思っております。

◎はた委員 どちらにしても、教育の機会を保障するという大前提に立って、県教委が市町村に向けて発信するメッセージとしては、コスト削減ということ優先するのではなく、教育としての環境整備、教育の質、体育の質というものをどう向上させるかというメッセージを出すべきだと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

◎前田保健体育課長 多分先ほどのプールのことを言われてるんだと思うんですけど、どうしても自治体によっては、今改築とか改修とかいろんなことで財源がたくさん要するようなどころが出ておりますので、プールが設置できないようなどころについては、学習指導の中でも水泳というのは取り扱わなくてもよろしいというようなことになっています。ただ、水難事故とかいろんなことが起こりますし、それについてはしっかり指導するというようなことが明確に言われておりますので、現在、民間の施設を借りて、生徒をバスで輸送したりとかでやっている自治体も幾つか出てきております。県内でもそういう事例がたくさん出始めております。1つは小学校の先生とかでなかなか指導ができない先生もおるので、逆にそういう部分で民間の力を借りて水泳とかをしっかりと指導することで、教育効果が上がるっていう事例も上がってきておりますので、いろんなことで市町村の中でもしっかりと考えていただいて、どういうふうな効果が一番子供にとっていいのかを考えていただいたらと思います。

◎はた委員 子供を優先として環境整備を、また教育の質を向上させるというメッセージをきちんと公式に県教委が出さないと、そういう方向に議論が進んでいけないと思うんですが、メッセージを出すのか出さないのか。お願いします。

◎前田保健体育課長 はた委員の御質問の中身を整理させていただきたいんですけども、今話題になっている学校のプールの問題と、この部活動の地域連携・地域移行の問題は、別の話だと思っております。部活動の地域連携・地域移行について、そのコストを削減す

るというようなメッセージを今まで出したことはありません。我々は逆に、地域移行する場合に費用面も含めてどういう課題があるのか、例えば保護者負担でありますとか、施設の確保でありますとか、そういうことも含めて、今回検討会議の下に設けている地域移行検討部会でありますとか、実証事業をやっておられる市町村でありますとか、そういうところの取組を通じて課題もしっかり整理した上で、地域連携・地域移行についてさらに検討を深めていきたいと考えておりますので、話題になってる学校のプールの問題と、この地域連携・地域移行の問題は別の問題と考えております。

◎はた委員 別の問題ではないんですよ。部活が授業も学校の施設を利用してきて、今まで教育が成り立ってきた。そういった環境が大きく変わろうとしていますので、確かにプールと、部活動の地域移行というふうにカテゴリーで見たら分かれているかのように思いますが、使っている施設等はこれまで同じであったわけです。そういったことが関係し合うというふうに県教委のほうで認識しないと、問題解決しないというか、コストだとか、別の話なんだからということで進められてしまうので、根っこは同じなんだっていう認識に立っていただきたいと要望しておきます。

◎前田保健体育課長 私は整理して考える必要があると申し上げただけで、プールの問題が課題ではないと申し上げたつもりはございません。市町村立の学校において、プールの老朽化が非常に問題になっているということは、県教委も承知をしております。その対応については、まずは市町村のほうでしっかり御検討いただくということが必要だと思います。

◎中根委員 かねてからこの部活動の地域移行について考えるときに、心配なのは、体教協とか、例えば運動クラブなどで例を挙げると、試合などは、全て学校単位とか、もうちょっと広い範囲のところもありますけれども、そんな形で協議などが進められてきましたよね。クラブ活動がそういう試合とかに連携をして、全国の大会まで連動していく。そういう連動と、体教協の考え方が今どんなふうに進められているのか。ちょっと分かれば教えていただきたいのですが。

◎前田保健体育課長 スポーツ協会のことでしょうか。日本スポーツ協会、それから県スポーツ協会につきましても、この部活動の地域移行については、もう全面的に協力しながらやっていくということで今言われておりますので、足並みをそろえながら、子供たちが地域でしっかり活動できるために、指導者を養成したり確保していくことを動いていただいております。

◎中根委員 確認ですが、学校単位ではなくて地域単位のスポーツクラブがどんどんできていくということが、みんなの頭の中で、協議をする中で一致をしているのか、ブレーキになるような部分はないのか、そのあたりはどうでしょうか。

◎前田保健体育課長 やはり部活動から地域移行っていうと、地域に受皿とかがないとな

かなか難しいというのが現状です。今うちでもいくつか実際に移行として出てきているのが、スポーツ少年団とか、小学生のときにやった団体が引き続き中学生を見ていただけるようになってます。それで今、中体連の大会のほうに出れるようになり始めましたので、やはり一つは学校からなくなるんじゃないかって、今まで地域でやってて中学校に行くとは逆にできなかったようなところの種目とかが、今度子供たちの受皿として広がっていくかと思しますので、そういった部分で、学校部活動、それから地域連携っていう新しい拠点校部活動とか、スポーツ少年団の継続とか、新たなスポーツ団体をつくっていただくとか、いろんな形で子供たちの活動の場を広げていきたいと考えてます。そこでまだ地域の方も、地域移行っていうと部活がなくなってしまうみたいなイメージを持たれてるんですが、そういうところもうちのほうから情報発信していきながら、今のPTAの会とかでも説明もさせていただいておりますので、そういうところでまた、広めていきたいと思っております。

◎大石委員 とかくネガティブな話もたくさん出ますけれども、一方でこれは誰のためにやるかということを考えたときに、当然これは子供たちのためにやる政策でありますし、その中で現実問題として子供が減ってスポーツに取り組める場が減ってるとか、あるいはスポーツも昔と違って相当科学的に進歩もしてきて、専門性を持った指導者が教えるということについての重要性もますます高まっているということで、これはこれで私は時宜にかなったことだなと思っておりますし、県教委も一生懸命やられてるというふうに評価もしています。

ただその中で、先ほど課長がおっしゃられた指導者の確保とか受皿の整備というのが非常に肝になってくると思いますが、言うは易しで、国の財政措置がどうなるのかということが大変重要だと思いますけれども、これはなかなか国から示されないとかっていう話もずっとありながらですけれども、そこはしっかりまた要望してもらいたいと思います。さっきスポーツ少年団で話がありましたけれども、これまで小学生だけ教えていたクラブが中学生を教えるとなると、当然時間も延長しないとイケない、指導者の負担も大きくなる、会場の使用料もかかってくる。その中で原資をどこで賄うのかとか、非常に難しい問題が山積していると思います。そういう中で、ぜひそういう団体に皆さんからしっかり要望とか現状を聞き取るような体制ができていくのかということと、このあたり国に対してこれまでも要望しているって話がありましたけれども、そこは引き続きまた強くお願いしたいと思いますが、そのあたりは総合的にいかがでしょうか。

◎前田保健体育課長 一つは、この間自分たちが入ってます全国主管課長協議会というのがございまして、その中で、移行後のスポーツ団体への支援というようなことを明確にスポーツ庁のほうへ全県の課長会の同意として、自分のほうからも提案をさせていただきまして、まずはそういうので要望していくということになっております。また、今実証事業

とかいろいろなことをやっております、そこからの課題等が出てまいりますので、そういったものを県内でまとめまして、全国の教育長会議で多分そういうのが幾つか出てくると思っていますので、そういったもので全国と連携しながらやっていきたいと思っております。

スポーツ少年団のほうも、こないだスポーツ協会の会議がありまして、そこでもこの地域移行については説明をさせていただいております。その中でも、やはり子供たちのためにぜひ続けて指導していただきたいと。そこについてもまたいろんな課題とかは多分出てこようかと思いますが、これもやりながら、しっかり検討していきたいと思っておりますし、国の財政措置も含めて、できるだけ検討していきたいと思っております。

◎大石委員 教員の先生方の中にも引き続き部活動を指導したいという希望を持たれてる先生もおられますし、それから教育的意義の継承ということで、これまで部活動を教えてきた教員の皆さんが培った生徒と信頼関係とかも非常に大事ですから、ぜひスポーツ少年団とか新しい皆さんへの支援もやりながら、加えて学校現場との連携を深めていただきますようお願いをして終わりたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### ＜学校安全対策課＞

◎明神委員長 次に、自転車ヘルメット着用について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 自転車ヘルメット着用の取組について御説明をいたします。御手元の資料で、青色のインデックスで教育委員会とあります、総務委員会資料の学校安全対策課のインデックスの1ページをお開きください。

自転車ヘルメット着用については、最初に、(1) これまでの取組として御説明させていただきます。まず一つ目ですが、児童生徒にヘルメットの購入の費用を助成しております。これは、平成31年4月1日に高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されてから、ヘルメットの着用を強く促すため、県内全ての自転車通学をしている児童生徒を対象としてヘルメットの購入費用の一部、県立学校では1人2,000円を補助する制度を進めております。資料のほうには記載しておりませんが市町村立学校の児童には1人1,000円を助成しております。

次に、県立学校など、新入生の合格者登校日には啓発ブースを設置し、ヘルメットの展示説明や、教育長メッセージの発信、購入助成券の即時発行など、着用の啓発や助成制度についての周知をしております。また、ヘルメット着用を推進している学校等の情報を集約し、その各活動を「かぶっちょこ通信」として不定期に発行して情報発信をするとともに、チラシ、ポスター、メディアなどによる、あらゆる機会を捉えた広報啓発活動も実施をしております。そして、県警察と連携して作成した交通安全教育教材「トラフィック・セーフティ・ニュース」を県内全ての中学校、高等学校に配布し、交通安全教育の指導に活用していただくよう徹底を図っております。あわせまして、学校やPTAからの要望に

応じて、生徒がヘルメット着用の重要性を考えることができる交通安全教育講習会の開催を行っています。さらに、ヘルメット着用の意識の醸成をする、交通安全拠点高校と生徒によるヘルメット着用のテーマとした街頭での啓発指導やワークショップなどを開催する際には、拠点校の生徒や先生方と一緒に、警察や関係機関と連携をして、交通安全指導の取組を行っています。このような取組とともに各学校、保護者、PTAなどの関係機関と連携をし、あらゆる機会を通じまして、改正道路交通法や補助助成制度の説明、ヘルメットの着用についてなどを強く訴える周知啓発活動を実施しております。さらに各学校に対しては、教職員が模範となりヘルメット着用に努めることも含めまして自転車の安全利用に関する交通安全教育について周知徹底をしているところでございます。

続いて、(2) 成果と課題についてです。新入生合格者登校日における啓発ブースの設置やこれまでの取組、4月の改正道路交通法の機運もあって、今年の助成金申請者数は5月31日時点で、これまでより多い1,015件となっております。そして、令和4年度のヘルメットの着用割合については12.6%と増加をしてきており、自転車ヘルメットの着用意識は向上していると考えております。一方、課題といたしましては、助成券を手にしたものの、ヘルメット購入までは結びついてないケースがあります。また、ヘルメット着用の重要性への意識は高まってきているものの、多数の着用にはつながっていないといったことが挙げられます。

そのために、今後の取組といたしまして、助成券の申請が実際のヘルメット購入につながるよう、学校や保護者を通じて継続して呼びかけていこうと考えております。また、学校や警察、関係機関などと連携した広報啓発、周知も継続して行ってまいります。さらに着用率を高めるには、生徒目線での啓発活動が大切だと考えておりますことから、生徒へのアンケート調査の結果から課題を明らかにして、効果的な取組につなげていきたいと考えております。例えば、児童生徒が自ら作成した啓発動画や保護者の講演会を、YouTubeやデジタルサイネージなどで放映したり、生徒自らがデザインした啓発チラシやポスターなどを制作し、学校や関係機関はもちろんのこと、メディアやあらゆる場面・機会を利用して発信していきたいと考えております。また、自転車ヘルメット着用について生徒へのアンケートを行い、その結果を踏まえてヘルメットを着用している生徒たちの生の声をもとに取組を実施していきたいと考えております。例えば、親子が学校に集まる機会などの様々なイベントにおいて、自転車ヘルメット着用の必要性を訴えるショート動画を放映し、親子で考えてもらう機会をつくる。あるいは拠点校において生徒のアンケート結果を活用したテーマによるワークショップや授業の実施へつなげていくことができると考えております。

こうした取組により、自分の安全を守るためにはヘルメット着用が必要と感じる生徒が増え、その結果として着用率も上がるよう粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

学校安全対策課からは以上です。

◎三石委員 県警本部でも自転車ヘルメット着用について、同じことを言わさしてもらったんですね。県教委も、今までどういう取組をしてきたのか、そして成果、徐々に成果も上がってきてるけれども、ここに書かれてるように課題もあるわけね。今後の取組についても書かれてますけど、要はもう成果も課題も今後の取組も分かるとるわけよね。でもこれをいかに実践していくか、これに尽きると思うんですね。ぜひ絵に描いた餅にならないように、しっかりと課題を見据えて、今後の取組をしていただきたいと思います。県警でも言いましたけど、命に関わることですからね。ヘルメットを着用してることによって命が助かったという例も実際たくさんあるわけですよ。そういうことも踏まえて、ヘルメットというものは、自分の命を守るためのものということ、本人が分からないかんわね。ということも含めて、ぜひ今後の取組について、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

◎高橋学校安全対策課長 やはり生徒自らがそこを分かって着用をしてもらうということが一番大事だと思いますし、委員がおっしゃっていただいたように、実際私どもの手元の資料においても、学校の管理下における事故に登下校も含まれるんですけども、実際、登校中のけがが非常に多くて、首から上のけがをしてるというケースが5割以上ありますので、こういったデータも示していきながら、子供たちも分かっていただくような取組を進めていきたいと思っております。

◎はた委員 着用については法律改正で努力義務ということになりましたので、現場でどういうふうに進めていくかっていう機運が高まっているっていうのは本当に地域を回って承知してます。そこで、購入に結びつかない要因の一つに、費用の負担っていうのがあります。今の店頭で並んでいるヘルメットの価格は、高いもので1万円前後しますし、品薄でなかなか手に入らないだとか、安いものでも4,000円から5,000円するという状況で、なかなか1,000円や2,000円の補助では購入の決断につながってないという側面があります。そういう費用面をどう軽減していくかということでは、就学援助制度っていうのは、義務教育でもありますし、高等教育でも別の形で支援制度があります。その支援の対象にヘルメットを入れていくかどうか、市町村の判断の部分も多分にあるんですけども、県教委として着用を本気で進めていきたい、課題の一つである費用負担の軽減を図りたいということであれば、就学援助制度の中の学用品としての扱いができるんじゃないか、またそういう考え方を整理した上で、市町村と連携して進めていくということが、現場の保護者や子供たちに、より着用への気持ちを高めていくことになるんじゃないかと思うんですが、就学援助制度等の費用の対象にしていくかどうか、その点の検討はどうされていくのか、お願いします。

◎合田教育次長 その点について、現在お答えできる状況にありません。具体的に検討し

ているということを申し上げられる状況ではありませんので、そこは御意見として受け止めさせていただきます。

◎**はた委員** 県立高校もありますし、当然、義務教育の各市町村がそういう選択肢を理解しているかどうかということもありますので、ぜひ進めるための後押しっていうのをお願いいたします。

◎**土森委員** 課長も御存じのように、中村の小・中学校ではほとんどヘルメットをかぶってますし、市議会の方で質問あったんですが、県立中村中学校も努力義務が、ちょっと義務みたいな感じになって、すごく今ヘルメットの購入率が上がってるんです。この12.6%の逆ぐらいヘルメットをかぶってると思うんですけど、そういう地域の成功事例なんかを県に広げていくようなことができればいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどう思いますか。

◎**高橋学校安全対策課長** 先ほど御説明しました拠点校での取組というのは、三石委員にも御意見いただきましたけれども、須崎高校でも、令和2年から3年間かけて、拠点校としてシンポジウムであったり、例えばしんじょう君のヘルメットをつくったり、コースターをつくったり、着用率が上がるようにチームでと競い合ったりとか、いろいろ自分たちで考えて取組をしています。今年は高知工業のほうでも、ワークショップを開いたりしておりますので、まさしくそういったことを広げていこうというのがこの事業の取組です。例えば室戸高校も、義務化で着用につながって、警察のモデル校にもなってますので、そういった成功事例というものを広げていきたいですし、私どもが発行してますかぶっちょこ通信でもお知らせしているところですので、そういったところも広く周知・啓発していきたいと考えております。

◎**明神委員長** 質疑を終わります。

#### ＜生涯学習課＞

◎**明神委員長** 次に、貸出図書の返却延滞について、生涯学習課の説明を求めます。

◎**原生涯学習課長** それでは、出先機関等の調査事項の取りまとめ資料、赤い生涯学習課のインデックスがついた1ページ目をお開きください。オーテピア高知図書館において、一部に返却が遅れている貸出図書があることについて、現状や今後の課題について御説明をさせていただきます。

1 オーテピア高知図書館における図書等の貸出しの概要につきましては、(1)の丸の2行目にございますように、令和4年度は119万3,000点余り、延べ利用人数としましては33万人余りの県民市民の皆様にご利用をいただいております。また、(2)に記載しておりますように、貸出しできる図書等は1人当たり20冊以内で、通常、貸出期間は14日以内というふうになっております。

2 図書等の返却延滞の状況について、貸出期間に返却せずに延滞している図書等の状況

につきましては、貸出期間から1か月以上経過し返却延滞となっている図書等は、令和5年3月15日時点で1,990点となっております。

こちらの(2)にありますますが、こうした返却が延滞している図書等の対応につきましては、督促を行っております。平成29年に県市の間で締結をしております図書館の共通業務に係る連携協約に基づきまして、高知市民図書館のほうが主体となって、県立図書館と連携しながら、督促等を行っているところでございます。まず、連絡方法につきましては、最初のポツにありますように、次の貸出しの予約が入っている図書等については、メールや、あと携帯電話のショートメール、電話、封書による方法で督促を行っております。また、貸出期間を過ぎて1か月以上経過したものについては、定期的に督促はがきを送付しております。そちらに書いてありますように、1か月以上1年未満のものにつきましては年6回、約2か月に1回送付し、1年以上遅れてるものにつきましては9月と3月の年2回送付をしているところでございます。令和5年3月15日時点で送付した督促はがきは、そちらの下にありますますが、1か月以上1年未満のものが1,488点、1年以上のものが502点となっております。その下の丸、貸出停止措置にありますように、6か月を超えても返却がない場合には、新たな貸出を行わない、いわゆる貸出停止措置を行っているところでございます。

こうした未返却の図書等の状況を踏まえまして、今後の対応としまして、3にありますように、一つ目の丸になりますが、図書館のセルフ貸出機またはその周辺に返却を促すメッセージの掲示を実施しております。また、返却延滞図書 of 早期返却について呼びかけのお知らせを、県広報紙さんSUN高知の10月号に掲載しますとともに、高知市の広報紙あかるいまちにおいても、同様の呼びかけが掲載できるように検討をしております。

次のページへお移りください。先ほど説明しましたメールや電話での督促を行っている中で、図書の返却について、オーテピア高知図書館以外、例えば高知市の市民図書館分館ですとか、図書室などに返却できることを知らない利用者の方が一定いらっしゃる事が分かっておりますので、そうした利用者を想定しまして、高知市民図書館分館・分室等への返却や、開館時間外の返却が可能なことについて、これについてもセルフ貸出機周辺等での広報を行ってまいります。そのほか、その下の丸になりますが、共同運営している高知市民図書館と協議しながらの検討となりますが、延滞になっていることに気がついてない利用者もいることから、貸出機の画面または貸出票に、延滞となっている本があることを表示し注意喚起をしていくこと、また、新たな本を貸し出す際に、既に借りている本も貸出票に表示をしまして、貸出期間内の返却について注意喚起していくこと、また、先ほど説明しましたように、貸出停止まで6か月とさせていただいておりますが、それをさらに短縮すること、また、先ほど説明しました督促はがきの送付頻度を上げるということについても検討してまいりたいと考えております。

図書館の図書につきましては、県民・市民の大切な財産であるため、未返却の図書については、こうした周知や督促を行うことで、回収に努めてまいります。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎三石委員 オーテピアに行ったときに業務概要の説明を受けて、この実態を知ったときにびっくりしたんですね。1,990点、653名。市民県民の財産ということを言われましてけれども、まさにそこなんですよね。借りたものを返さない人が653人もおるってどういうことかって思ったんですよ。オーテピアで強く発言をさせてもらいました。今後の対応として、さんSUN高知とかあかるいまちに載せて、物を借りて返さない県民がこれぐらいいるんですよって多くの方々に知ってもらって、こんなことがないように。本当に恥ずかしいことです。みんなの財産を、借りたものは返す。やっていただきたいことの要望もしました。

それと、これは性格が物すごく関わってきてるんじゃないかなと思うんですよ。小さい頃からの規範意識。借りたものは返す、悪いことしたときには謝る、弱いものは助ける。基本的な規範意識に欠けてるんじゃないかなと思うんですね。これはすぐにできたようなことじゃない、ずっと今までの長い生育の根っこの中からこういう状況になってきてるんじゃないかなろうかと、そういう部分がたくさんあるんじゃないかなろうかと思うんですね。ですから、幼保小中の連携ということを常に言わせてもらってるんですけども、やっぱり学校の現場でも、こういう実態を言うて、借りたものは返そうやないかという規範意識つてものを小さい頃から再度教えていくということが大事じゃないかなろうかと思えます。これはオーテピアでも言わせてもらいましたけれども、急にこんなことが起こったんじゃないんです。小さい頃からの性格が大人になって、こんな形になってきたんじゃないかなろうかと。それが非常に大きな原因じゃないかなろうかと思うんだけどね。そんなことを考えたときに、もちろん督促を出して、返してくださいということも大事。さんSUN高知に出すことも大事やけれども、なかなか急には、結果は上がらないけれども、やっぱり小さい頃からの規範意識というものを、家庭においても学校においても、再度小さいときからきちっと教えていくことが大事じゃないかなろうか。そういうことを感じるんですけど、そのあたりどう思いますか。

◎原生涯学習課長 先ほど少し説明をさせていただきましたが、今回、延滞する理由の大きな一つが、すっかり忘れてしまっていたとか、期限がいつまでということを忘れてしまっていたとかいうことも多いと聞いております。そういうことを含めて、借りたものは期限内にしっかり返すということを周知していくことが必要だと思っております。オーテピアの2階に子供向けのスペースもございますので、そういったところにしっかり掲示をして、当たり前のことだと思いますが、そういった規範意識について改めて周知ができるの

ではないかと考えております。

◎西内委員 課長の説明のとおり、いろんなケースがあつて、すっかり忘れておつたという方が多いというのは、そうなんだろうと思います。ただ、6か月を越えて督促をしても帰ってこないケースも一定おつて、その中には、当人が例えば施設に入つておつたりとか、鬼籍に入られておつたりとか、いろんなケースが考えられると思います。そういう中で、三石委員の言うような事情によって返さない人に対してどう対抗していくかということになろうかと思ひますけれども、今例えば、書籍が汚損とか紛失してしまった場合は、借り手に対してどんな対応を取ってもらふようになってますか。

◎原生涯学習課長 申出ということになってまいります、汚損とか紛失とかいったことがある場合には、弁償していただくという形をとっております。

◎西内委員 基本的に本が返ってこないとなると本質的には同じ話になってくるんじゃないかなと思ひます。貸出しのときにですね、一定以上返却がない場合は、きちつと本代に相当するものを御負担いただかなければならないというような整理が、今後の方針として検討に上がつてもいいんじゃないかと思ひますけど、そのあたりどうお考えになられますか。

◎原生涯学習課長 最初から未返却の場合に、例えば弁償とか、それに相当する金額の返還とか、そういったことを定めるに当たっては、やはり規則や規約等に定めていく必要があるかと思ひます。本日いただきました御意見もオーテピアにも伝えまして、県と市の共同運営の中で、検討いただけないかということをお話してまいりたいと思ひます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### < 幼保支援課 >

◎明神委員長 次に、安芸市から要望のありました少子化対策の充実について、幼保支援課の説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 出先機関等の調査事項の取りまとめ資料の赤インデックス、幼保支援課をお開きください。安芸市から、少子化対策の充実についてとしまして、2件要望があつております。当課より措置状況等について御説明いたします。

まず1ページ、項目の欄の括弧書きを御覧ください。要望事項の一つ目は、多くの自治体において独自に保育料等の軽減措置が講じられている現状を踏まえ、保育料等の無償化の拡充に関し、国へ要望することでございます。

右端の列を御覧ください。令和元年にスタートした幼児教育・保育の無償化は、3歳児～5歳児までの保育料が無償である一方、0歳児～2歳児までは、低所得世帯でありますとか、複数のお子さんが同時に保育所等に入所している場合など、一定の要件を満たす場合に減免措置も設けられておりますが、完全な無償とはなっておりません。この無償化の対象とならない部分の、0歳児～2歳児までの保育料や、実費徴収とされております副食

費については、小さい文字で記載しておりますが、県内でも多くの市町村において、独自に減免措置が講じられている状況です。

2 ポツ目になりますが、県教育委員会では、こうした市町村の取組を支援し、また、多子世帯の負担軽減を図るため、国の無償化の対象とならない部分、具体的には、第一子が保育所に通っておらず、かつ年収360万円以上の世帯の、第三子以降3歳未満児の保育料を無償軽減する市町村に対し、県単独で財政支援を行っております。県が実施した県民意識調査の結果からも、子育てや教育に関する経済的負担が少子化の一つの要因と考えられますことから、県教育委員会としましては、引き続き、こうした県単独での財政支援に取り組むとともに、要望のありましたとおり、全国知事会などを通じて、国に対し、幼児教育保育の無償化の対象範囲の拡大について、提言を継続してまいります。

続きまして2ページをお開きください。要望事項の二つ目でございます。年度途中に発生する0歳児の待機児童解消に必要な保育士を、あらかじめ確保するための必要な経費に対する補助制度を、実情に応じた補助基準単価及び対象月数に拡充することでございます。

右端を御覧ください。本県の待機児童数は、本年4月1日時点で6人と、近年減少傾向にございます。一方で、育休からの復帰などによりまして、年度途中からの入所を希望する保護者も多くいらっしゃいます。その際、保育士の確保ができないなどの理由から速やかな受入れに至らず、結果、年度途中において多くの待機児童が発生していると承知しております。

県教育委員会では、こうした年度途中からの受入れに備えて、あらかじめ年度当初から保育士を加配しておく市町村に対して、県単独での財政支援を行っております。小さな文字で補助率、基準額等を記載しておりますが、要望にある補助制度がこれに該当いたします。実際に子供を受け入れるまでの間を補助対象期間としておりまして、これまで、平成27年度には、県内の年度途中の入所実態を踏まえて、その補助の上限を3か月から6か月に延長したほか、平成31年度には、対象となる子供を、0歳児から、0～2歳児まで拡大しております。また、補助の基準額につきましても、若干であります但し年々増額するなど、制度の拡充を図ってきているところです。

今後も、市町村の状況、また、こども家庭庁をはじめ国のこども・子育て施策の動向も注視しながら、必要に応じて検討を続けてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 最後の、少子化対策の保育料及び副食費の無料化についてなんですけれども、県として努力をしているということで、補助が2分の1出されてますけれども、高知市を除くっていう状態が続いていると。高知市は高知県全体の人口のダム機能も果たし、特に若い世代が集中する自治体でもあって、より子育てしやすい高知県にしていくためにも、

高知市を含む支援という考え方に変わっていく必要があると思うんですが、そういう方向で考え方が変わるような取組ができないかどうか、お聞きをします。

◎田中幼保支援課長 高知市は中核市でございますので、保育行政に関しては県と同等の立場でございます。ですので、この補助の対象にしてないというところでございます。

◎はた委員 現状、同じように人手不足っていう状況があります。中核市だからということで、制度としてはこの補助の対象にしてないかもしれないですけども、全体の状況の変化や厳しさというものを県全体が今一度見直して、中核市であってもやるべきところを支援していくように取り組んでいただきたいと要望しておきます。

◎中根委員 安芸市の要望は、平成27年度から6か月に延長し、0歳から2歳児に拡大し、その上でそれから5年くらいたって、さらにこういう要望が出てきているという状況を、県としてもしっかり受け止めて、今後どうするのかを考えていかれてることと思うんですけども、保育の在り方について、私たちが出先調査に行って子供たちの実態を見るにつけ、とてもこの人員配置ではやれないからといって、園独自で0歳児は6人のところを5人で見ないようにしているだとか、それから課題のある子供さんがたくさん最近増えていて、そのために保育士の給与を減らしてでも園全体で先生の配置をしようという。それは今回の出先調査で、そんなふうな努力をされているということに一番驚いたというか、偉いなと思って、早くこれを国レベルで何とか解決しなければならないと思ったということ、多分ここでも述べさせていただいたことがあると思うんです。ですから、子供たちの実態を見て保育士さんたちをきちんと配置するというところに、より県の教育委員会、幼保支援課が寄り添って、具体的なことをこれからも頑張るので、そちらでも頑張ってくださいというエールを交換し合って、国にも突き上げるという中身がどうしても必要だと思うんですが、そのあたりの御認識もあられると思うけど、もう一度お願いします。

◎田中幼保支援課長 まず、この保育士の補助制度につきましては、委員からお話のありましたように、平成27年度の見直しでございますので、市町村の状況も聞いて検討は続けていきたいと思っています。また、配置基準につきましては、御案内のとおり、国において、1～2歳児で6人に1人を5対1としたときの加算、4～5歳児を30対1を25対1としたときの加算が、恐らく来年度からスタートします。出先調査で見ていただいた、園が独自にされていたものについて、こうした加算制度ができるところです。あと、本県としてはしっかり活用していただくように、市町村と連携しながら取組を進めていきたいと思っております。一つ、県としましては、保育士を確保し、手厚い配置が可能になるよう、実際にその加算が使えるよう、保育士確保の取組の充実について検討していきたいと思っております。

◎中根委員 ぜひ頑張ってください、そのことを安芸市にもしっかりお伝えいただきたいと思うんです。

あともう一つ、多くの自治体において無償化になってるけど、これを国に要望してくださいってことがあります。乳幼児のおむつを毎日自宅から持って行って、替えて、排せつ物が入ったおむつは家に持ち帰って、お父さんお母さんが、この子は1日何回おしっこかうんちとかしたんだねということ認識して、その廃棄物は自宅で廃棄するという形になっているんですよね。それで、高知県の中でも田野町ではそれを何かおむつ企業と連携をして、もう園で廃棄をしてもらうようなことも起こってるようです。そして、何枚使ったかはお金に換算する。そういうことも含めて、食事から排せつに至るまで無償化ができるような、そういう保育の在り方っていうのを安芸市は求めているのかなど。いろんなことがあるけれども、国に要望する場合に、もう少し今の実態を精査して、そして毎日使ったおむつを持って帰って家で処理をするというのも、何とも衛生的でないような感じもしてまして、そういう細かなところまで議論を重ねながら国にも要望してもらいたいなという思いがしていますが、いかがでしょうか。

◎田中幼保支援課長 お話にありましたおむつの処理状況を網羅的に県で把握してるものは今持ち合わせておりませんが、そうしたことも含め市町村とよく話したいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### <学校安全対策課>

◎明神委員長 次に、安芸市から要望のあった、高知県立安芸中学校・高等学校跡地の活用について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 お手元の総務委員会資料教育委員会、赤色のインデックス、学校安全対策の2ページをお願いいたします。安芸市からの要望内容は、高知県立安芸中学校・高等学校跡地について、校舎の活用として、令和6年度以降、市への貸付けを行うなど、市が進める移住雇用促進等の地方創生に資する取組を検討いただくこととなっております。安芸中学校・高等学校は、南海トラフ地震による津波浸水区域に立地し、清和校舎自体が海岸に面しているため、他の県立学校よりリスクが高く、被災後の早期の学校再開が困難になることが想定されることや、東部地域の生徒数減少が続く中で、適正規模を維持した学校が必要であることから、令和5年4月に、統合地域の拠点校として、桜ヶ丘高等学校と統合され、令和6年4月に移転が完了する予定です。教育委員会としましては、現在まだ清和校舎に生徒が在籍しているため、生徒への影響を考慮して桜ヶ丘校舎への移転が完了する令和6年度以降に、具体的な活用について検討を行いたいと考えております。活用の検討に当たり、清和校舎が津波浸水想定区域に立地していることなどから、教育委員会としましては、令和5年度中に課題を整理することとしております。地元からは現在、誘致策の話があると聞いておりますので、課題を整理する際にも、地元の御意見もお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 担当課の説明でしたけれども、法律が変わらないとできないことだとは思いますが、どこに課題があって、法律なのか運用なのか、何が課題なのかをお聞きしたいのと、それを整理をするということですのでけれども、どういう整理をするのかお聞かせください。

◎高橋学校安全対策課長 一つは、学校の活用については文科省から国費をいただいております。その内容をどう活用するかによってその国費を返還する必要があるのか、しなくていいのか、また基金として積み立てるのか、いろいろなことがありますので、まず活用策の検討を絞り込んでいくうちに、文科省と協議をしながら、どういったことが後々必要なのかといったところが必要になってこようかなと思います。そして、津波浸水区域については、県立学校だけじゃなくて総務部のほうも課題として認識しており、県有施設の検討もしていくと聞いておりますので、こちらとも連携していきながら進めていくことになると思います。

◎はた委員 この要望のとおり活用していこうとすると、ハードルという面では法律が引っかかってくるんだと思うんですけども、その点の認識についてはどうなんでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 津波浸水地域だから利活用ができないとは認識しておりません。そういうエリアになると全て駄目なのかということで、一切できないという話になってきますので、そこはちょっと違うんじゃないかなと思っております。ただ、そういったエリアにもありますし、避難所として指定をされているところもありますので、そういった機能としては残していく方向で話をしていくことが必要だと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

#### 《報告事項》

◎明神委員長 続きまして、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることとします。

初めに、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 本年4月18日に実施しました全国学力・学習状況調査結果について報告をいたします。今回の調査は悉皆調査としては13回目、抽出調査を合わせると15回目となり、4年ぶりに英語の調査も行われました。

お手元の令和5年度全国学力・学習状況調査結果の概要の資料の1ページを御覧ください。(1)本調査の目的を示しております。本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に実施されております。(4)に、本年度の調査に参加した学校数と、これに回答した児童生徒数を示しております。参加学校

数は、小・中学校が合わせて270校、義務教育学校が4校、特別支援学校が3校の計277校となっております。

2ページを御覧ください。ここでは、平成19年度からの小学校・中学校それぞれの教科について、本県の結果と全国平均との差を折れ線グラフで表しております。0.0の値の太線は全国平均を示しております。国語、算数・数学につきましては、平成30年度までは、知識を問うA問題と活用を問うB問題に分かれていましたが、平成31年度からはA問題とB問題を一体的に問う調査となりましたので、点線を入れて区別をして示しております。

上段の小学校を見ますと、本年度の国語の結果は、全国との差がプラス2.1ポイント、算数はプラス2.2ポイントとなっております。下段を御覧ください。中学校におきましては、本年度の国語の結果は、全国との差がマイナス1.3ポイント、数学はマイナス2.4ポイントとなっております。まだ全国平均には達していないものの、数学は昨年度の結果から大きく改善しております。一方、4年ぶりに実施された英語はマイナス6.4ポイントと、全国平均を大きく下回る結果となりました。これを数値であらわしているのが、次の3ページ、4ページとなります。

3ページが小学校、4ページが中学校の経年変化を表にしたものです。ここでは、文部科学省から提供された生数値で表した正答率を、高知県が独自に小数第1位まで表しております。これは、教育委員会の施策や学校の取組の検証をするに当たり、改善状況を把握するためには、詳細な比較が必要との考えから行っているものです。先ほど申しましたが、平成31年度より、A問題とB問題が一体化されたことにより、直接比較することは難しくなりましたが、この資料から改善状況の傾向を把握することはできると考えております。

3ページ、最上段の左側、本年度の小学校国語の結果は、県の平均正答率が69.3%、全国の平均正答率が67.2%となっております。右側の算数におきましては、県が64.7%、全国が62.5%となっております。国語算数ともに、引き続き全国平均以上を維持しております。小学校におきましては、若年教員と経験豊富な教員がチームで学び合うメンター制などを活用して、事業改善に取り組んできた成果が徐々にあらわれてきているものと考えております。

続きまして4ページを御覧ください。最上段左側、中学校の国語は、県が68.5%、全国が69.8%となっており、右側の数学は、県が48.6%、全国が51%となっております。最下段にお示しております英語は、県が39.2%、全国が45.6%となっております。数学では、昨年度の結果を受け、数学科教員をはじめ学校全体で事業改善の方向性を共有し取組を進めてきたこと、また、指導主事等による支援訪問を充実し、PDCAサイクルの徹底を図ってきたことにより改善が図られているものと思います。

続きまして、今回大きな課題が見られました英語につきまして説明をさせていただきます。26ページを御覧ください。英語で課題が見られた問題として、問題番号10の「学校生

活の中から紹介したいものを1つ取り上げ、それを説明するまとまりのある文書を書く」を取り上げました。この問題の趣旨は、日常的な話題について、事実や自分の考えを整理し、まとまりのある文書を書くことができるかどうかを見ることです。県の正答率は4.8%、全国との差がマイナス2.6ポイントでした。書くことは、習得に個人差が付きやすい領域とされており、事実や、自分の考え、気持ちを英語で書く言語活動を継続的、計画的に取り入れることが重要です。今回の結果から、基本的な語彙の習得や文法事項の理解といった、知識及び技能の定着に大きな課題があると捉えております。

続いて、33ページを御覧ください。生徒質問紙における、英語の学習に関する興味関心や授業の理解度等についての結果です。下段(61)を御覧ください。英語の授業はよく分かると回答した生徒の割合は全国よりも7.7ポイント低くなっていることが分かりました。さらに、34ページ上段の、英語の勉強が将来社会に出たときに役に立つと思う、下段の、将来積極的に英語を使うような生活をしたり、職業に就いたりしてみたいと思う、という問いに対しても、肯定的回答の割合は全国より低いことが分かりました。このような結果からも、英語に対する興味関心が低いこと、英語で伝える伝わることの楽しさが感じられず、英語に対する興味関心が低いことも課題と捉えております。

今回の調査結果だけで学力を測れるものではありませんが、県独自に算出した全国総合順位で申し上げますと、小学校では、国語が6位。算数は4位となっております。国語、算数の順位は、過去最高の6位となっております。中学校では、国語が39位、数学が32位、英語は44位となります。なお、高知市についても、8月31日に予定しております県市連携会議において、高知市から報告があるものと考えており、その内容につきましては高知市としっかりと協議を行い、精査してまいります。

次に、英語以外での質問紙調査の結果の概要について説明いたします。32ページをお開きください。学習習慣の児童生徒質問紙の結果です。「学校の授業時間以外に普段1日当たりどれくらい勉強しますか」の質問に対し、全くしないと回答した小学生が6.3%、中学生が8.1%となっております。経年で比較しても、全く勉強しないという児童生徒の割合が年々増えてきております。下段を御覧ください。こちらは、休日の勉強時間についての質問結果です。平日と同じように、経年で比較すると、全く勉強しないと回答した児童生徒の割合が増えております。

続いて、38ページをお開きください。ICTを活用した学習状況の結果です。上段の学校質問紙(55)、(63)を見ていただきますと、パソコンやタブレットなどのICT機器を授業でほぼ毎日活用すると回答した学校の割合は、小学校、中学校ともに昨年度よりも増加しており、タブレットを日常的に活用した事業が行われるようになっております。中段、下段にお示ししておりますように、タブレットなどを使って、授業中に調べたり自分の考えをまとめたり発表させたりする場面での活用は、全国よりも多い状況となっております。

ます。

最後に、40ページをお開きください。下段のタブレットなどの端末の持ち帰りについての質問の結果です。高知県では毎日持ち帰って、毎日利用させていると回答した学校の割合が、昨年度と比較すると多くなってきておりますが、学力調査を実施した4月時点の結果では、全国と比較すると、小学校、中学校ともに低くなっております。県教育委員会としましては、より詳細に分析を行い、これまでの取組を検証した上で、具体的な改善策や効果的な方策を、市町村教育委員会と一緒に講じ、主体的に学習に取り組む児童生徒の育成を図ってまいりたいと考えています。さらに、ICTを活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを着実に推進することで、高知県の児童生徒の学力の定着と向上に努めてまいります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内委員 中学校の英語が低かったということで分析されておりますけれども、自分の経験から申し上げますと、英語をやってて文書を書けんのは、ここではある程度まとまった文書を取り扱うことによって、文法なんかを意識してと書いてますが、結局私が英語を始めて気がついたのは、日本語にもちゃんと主語、述語、形容詞、形容動詞とあったなど。それをいつ習ったかという、結構小学校低学年のときなんですよね。実は、日本の国語の授業って、それほど文法を前面に教えることが学校授業でなくて、日本語の作文っていうのは、実は何となく習慣の中で経験値的に養成されてる部分があると思います。それをもうちょっときっちりと、日本語の文法というものを小学校の段階で高学年までしっかり考えさせながら取り組むことによって、多分併せて英語の文法というものに対しても非常に意識が行くようになって、それでもって英語の文書を組み立てるときに文法を念頭に置いて組み立てなければならないよねという議論につながっていくんじゃないかなと思います。もうちょっと日本の国語をしっかりやることで、多分英語も、とりわけ文法の部分というところが非常に改善するんじゃないかと。その話でいくと古典なんかでも非常によく意識される部分で、ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。もしコメントできる部分ありましたらお願いします。

◎蛭子小中学校課長 委員がおっしゃられるとおり、国語の授業の大切さ、それから英語の授業の大切さ、それぞれ文法を正しく理解し使えるということが大切になろうかと思えます。何よりも、両方とも言語に係る教科ですので、当然関連させながら取り組んでいくことが必要であると思っております。現在小学校においては、国語の授業づくり講座等において、学習指導要領をしっかりと押さえた上で、そこに係る文法事項等も確認しながらやっていくというふうな取組を進めているところです。あわせて小中連携で、正しい語彙あるいは文法事項の理解っていうところは進めてまいりたいと思います。

◎西内委員 もう一つ、ちょっと残念やなと思ったのは、22ページの中学校数学で、数学の勉強が好きですかって、高知県高いんですけど、平均正答率が低いんで、その思いを結果につなげられるように、ぜひ現場で工夫していただければと思います。

それから32ページ、ずっと前も驚いた経験があるんですけど、3時間以上1日勉強する小学生が2割もおるんだと。私は昔これを見てびっくりしたんですけど、年々それでも減っておって、これがどうして減っておるのか、傾向の分析も気になるし、そして直近二、三年で全く勉強しない層がどんどん増えておると。この背景はちゃんと掘り下げていく必要があるんじゃないかなと思います。

さらに、そこと関係してるかどうか分かりませんが、37ページに、そういう中にもかかわらず、自己有用感で、中学校は、令和4年、令和5年とえらい皆さん有用感があるんで、何かこう違う見方をするんじゃないかと心配なんですけど、このあたりもいろいろ分析していただいて、それぞれが実を結ぶような現場の取組を教育委員会としても後押ししていただければと思います。よろしくをお願いします。

◎寺内委員 ICTの活用学習状況が全国より非常に高いということで、高知県においてはグーグルクロームを先進的に入れられて、すごくそこはICTの効果が出てると思うんですよ。他方、今回の学力調査について全国の報道を見たときに、千葉県等においては、英語の授業を先生が1人で教えるのは大変であると。それを文科省がICTを使った授業を取り入れるというような報道もありましたけども、まさに高知県の場合だったら、1人の先生に頼って英語授業を任せるんじゃなくして、やはりこのICT等の活用を御検討いただいて、特に先進的にグーグルクロームも取り入れたので、その活用を大いに期待をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎蛭子小中学校課長 英語の授業の充実につきましては、ICTを使うことが多分に効果的な部分があるかと思っています。特に現在、デジタル教科書であったり、あるいは2次元コードを使って、音声が出たりというようなものも多分に増えている状況がございますので、そういうのをどう使えば効果的に子供たちに力がつくのかというところもあわせて検討しながら、進めていきたいと考えているところです。

◎大石委員 参考のためにお伺ひしたいんですけども、高知市が非常に大きいので、平均を出すのにかなり高知市の影響が大きいと思うんですけども、高知市を外したほかの33市町村の平均というのは、高知県平均と比較してどうなってるかっていうのは分かりませんか。

◎蛭子小中学校課長 高知市自体の、今年状況についてはまだ公表されていけませんので、そこについてお答えすることはできない状況がございます。

◎大石委員 分かりました。そしたら公表されてないということで、別に名前を言わなくていいんですけども、この34市町村で高知県の平均より上回ってる市町村と下回ってる

市町村というのは、大体配分でいうとどれぐらいなんですか。

◎蛭子小中学校課長 配分について正確な数字ではないですけども、これまでの傾向で言いますと、特に中学校においては、高知市をほぼ上回っている状況が、ほかの市町村ではあるのではないかと考えております。県平均をもとにして、高知市よりはほかの市町村を集めたものが上回っているという状況がございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

引き続きまして、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 引き続き説明させていただきます。総務委員会資料報告事項の小中学校課、青色インデックスの42ページをお開きください。教職員による不祥事が続いていることにつきまして大変申し訳ございません。7月12日に懲戒処分を行いました事案について、御説明させていただきます。

高知県教育委員会は、ハラスメント行為及び虚偽の報告を行った土佐清水市立清水小学校教諭、岡田隆也に対して、令和5年7月12日付で免職の懲戒処分を行いました。概要につきまして御説明させていただきます。土佐清水市立清水小学校教諭、岡田隆也は、同市立足摺岬小学校に教頭として赴任した令和2年度に、臨時講師Aに対して「かわいいね」「好きです」などのメールを複数回送信しました。また、採用試験を直前に控えたAに対して、当時、高知県教育委員会事務局幹部だった同教諭の元上司の名前を出し、口利きするような発言もしております。同教諭の言動を不快に感じたAは、当時の校長に相談し、同教諭は、同校長から指導を受け、Aに対して謝罪を行いました。

また、同教諭は、令和4年度には、臨時講師Bに対して「愛しています」などと執拗にLINEを送り続け、再三交際を迫っております。さらに、同教諭はBに対して、付き合いえない場合は特別扱いはできないなど、教頭という立場を利用したともとれる内容のLINEも送信しておりました。また、同教諭は、県教委幹部が書いたように見せかけた自作の手紙をBに渡しており、手紙には、Bが教員採用試験で優遇されるともとれるような内容が書かれておりました。8月下旬、Bが校長に相談したことで、同教諭のハラスメント行為が発覚し、同教諭は、同市教育長、同校長から指導を受け、Bに対して謝罪を行いました。しかし、同教諭はBに謝罪をしたにもかかわらず、11月初旬、Bに対して、子供のいる男性と交際しているのではないかと詮索するような発言をしております。同教諭はこの発言について、知人が、高知市で子供のいる男性とBと一緒にいるところを見たとき、同校長に報告しておりましたが、実際には、同教諭が知人に自己の虚偽報告に口裏を合わせる証言をするよう、働きかけていました。令和5年5月に、同教諭が虚偽の報告を行っていたことが発覚するまで、顛末書への記載は一切なく、同教諭は、これらの事実を隠し続けておりました。以上が事案の概要となります。

県教育委員会としましては、今後こうした事案が発生することのないよう、関係各課が

連携し、教職員へのハラスメントの周知・啓発を行うとともに、万が一発生してしまった場合でも、適切に対応ができるよう取り組んでまいります。そのため、ハラスメントが発生した場合に、客観的な事実確認や迅速な教育委員会への報告、被害者へのケアを含めた適切な対応等に関する留意点を整理したマニュアルを作成し、先月通知いたしました。加えて、事実認定に関する意見や、ハラスメント防止対応全般について助言等をいただく法律や、心理、福祉などの分野に知見を持った第三者委員会を設置することとしており、関係課において、委員の選定を進めているところです。今後、こうした一連の取組を着実に実行し、不祥事の防止につなげていくことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 本当に起こってはならないようなことがたくさん起こって、私たちも胸を痛めていますけれども、こういうことが今後さらに起こらないようにするためには、マニュアルそのものもまだ私たちは全く見ていませんけれども、今回の事案を徹底的に検証して、そしてそれを生かすようなものにしていかないと、本人を処分しただけでは、やっぱりこの大変なことが生きてこないと思うんですよね。ですから、第三者委員会を選定をしている途中ですというお話はもう随分前からあるんですけれども、ぜひ教育委員会の役割、地教委の役割、校長先生の役割、同僚の役割、学校そのものを本当にチーム学校として成り立たせるためには、今一度教育委員会として徹底した検証をすべきだと思っています。ですから、この間、この事案への処分が下されるまでには、様々な過程がありました。幾ら被害者のお母さんなどがおかしいじゃないかと県教委に言っても、全く取り上げなかった、あまり重大問題だというふうに取り扱ってもらえなかった。そこが一体どうだったのかとか、一つ一つ誰がどうだったかっていうよりは、こういう場合にこういう考え方を払拭していくためには何が必要かとか、やっぱりセクハラの問題では、重大事態であるということはどう捉えるかが一番大事なことで、そのためには、今一度この事案をもとにさせてもらって、どこでつまづいたのか、どうしてこんなに1年近くもこの処分について引っかかることが多くあったのか、そのあたりを徹底して検証する会を県教委としてやるべきだと。そうでないと本当の解決にならないと思っていますが、いかがでしょうか。

◎長岡教育長 この第三者委員会では、今回の件について、また南高校の場合の二つのセクハラ、パワハラの件についても検証していただこうと考えております。そして、それ以前に、また我々教育委員会内での検証っていうのが必要になってこようと思います。それをもとに、第三者委員会で検証していただこうと考えております。そして、まず現在我々のほうが反省すべきこととして考えているのは、やはり今おっしゃっていただいたように、懲戒処分まで時間がかかり過ぎているといったようなことです。それから、市町村教育委員会から報告が上がってくる仕組みにも問題があったらろうと。さらには、早期に被害者への聞き取りができていなかったこと。そして、今回の場合、セクハラに加害者を教壇に

立たせてしまったこと。こういった内容が反省すべき点としてあるだろうと考えております。この点につきましては、やはり発覚から処分決定までの流れを再構築していかないといけない。それから市町村教育委員会にも、調査・聞き取りの早期化などについて協力を求めているとくいけない、さらには、セクハラ、パワハラの被害を受けた方からの連絡があった場合には、その全てを市町村が判断するのではなくて、県教育委員会に上げてもらう。そういったような仕組みに改善していかないとくいけないだろうと。さらには、必要と判断するときには、任命権者である県教委が直接被害者に話を聞くというようなことも必要であろうと。さらには、懲戒処分に該当する可能性があるような場合、そのものについて原則教壇から外すことを、市町村教育委員会と協議をしていかないとくいけないだろうと。そういうことも考えております。いずれにしても、我々としてこれを検証するとともに、第三者委員会で徹底的に検討していただくようにしたいと思っております。

◎中根委員 ぜひそうしていただかなければと思います。それで、先ほど蛭子課長が、新たなマニュアルをつくりましたというお話をされていましたが、そのマニュアルそのものも、今、それぞれの地教委に送った時点だと思えますけれども、それも新たな検証委員会で学び取った中身を盛り込んでまた改訂をするという捉え方でいいですか。

◎長岡教育長 はい。我々が行っているマニュアルとか対応方針について検討していただきますので、そういうふうにとっていただけて構わないと思います。

◎はた委員 検証するという点については当然だと思います。今まで、本会議の答弁でも、この件に関して検証するという発言がなかったです。そういう意味では、検証に値するというふうには認識を言われたことは当然だと思うんですが、長岡教育長の先ほどの説明では、県教委の落ち度、瑕疵、責任は一切感じられない説明でした。県教委の責任はないというふうには考えられているのか、お願いします。

◎長岡教育長 今も申し上げましたように、反省すべき点はあったと考えております。

◎はた委員 重大な案件だというふうには捉えているならば、7月12日の記者会見のときに、なぜ教育長、次長、幹部が出席していないのか、出席しなかった理由は何なのか、この事案以上に大事な公務があったのかどうか、その点についてお聞きをします。

◎長岡教育長 懲戒処分を行った際の事案説明等を行う記者会見につきましては、これまでも事案ごとに担当課長が責任を持って説明をさせていただいております。そして、教育委員会としての場合には、謝罪あるいはコメント等を述べさせていただいているところであります。教育長が会見に出席する基準はなくて、基本的には教育長が出席をするという想定をしているものではありません。また、被害を受けられている方が、あるいは加害者の方が市町村の職員であったこともあり、まずは、市町村教育委員会、市町村教育長において十分な対応を行うことが必要であるというふうには考えております。その上で、被害を受けられた方や御家族の御意向も踏まえまして、県教育委員会として対応を検討していき

たいと考えております。

◎はた委員 いまだに被害者に、教育長、次長、幹部の謝罪はないということの認識と、記者会見に来なければならないというルールがないから来なかった、そういう説明はおかしいと思わないでしょうか。記者会見になぜ来なかったかと私は聞きました。この問題以上に大事な公務があったのかどうか。来なかった理由についてお聞かせください。

◎長岡教育長 懲戒処分案件は、この件に限らず、全て大変重要な問題だと考えております。この件であるから参加しなかった、出席しなかったというものではない。

◎はた委員 何をしていたんですか。

◎長岡教育長 会議をしておりました。

◎はた委員 何の会議をしておりましたか。

◎長岡教育長 不祥事をいかにしてなくすかという会議をしております。

◎はた委員 まさに、記者会見でトップとして、十分に説明をする責任はなかったんでしょうか。教育長が忙しい場合は次長が出てくるべきではなかったんでしょうか。反省はないんでしょうか。

◎長岡教育長 これまでも、懲戒処分を行った際の事前説明等は、記者会見等については、事案ごとに担当課長が責任を持って説明をさせていただいております。

◎はた委員 問題の加害教師に対して、県教委は降格人事を認め、学校に配置をしました。その判断・指示は誰が出したのか。どういう経緯で、加害が分かっているにもかかわらず現場に配置をしたのか。誰の指示なのか、お聞かせください。

◎長岡教育長 懲戒処分ということではなくて人事議案に関することですので、それは説明をさせていただくことは御遠慮させていただきたいと思います。

◎はた委員 一般的に、降格人事をどこが認め配置をするというのは、県の所管ですので、当然市町村との連絡があったとしても、誰が再配置をするということを示したのか、教育長は知っていたのかということをお聞きをいたします。

◎長岡教育長 降任をさせる、降任を希望するということをお認めしたのは、当然教育委員会になります。そして、それを配置するということは、市町村教育委員会と県教委で話し合っただけで配置をしたということになります。

◎はた委員 この時点で、あまりの認識の甘さっていうものを感じますけれども、その認識の甘さっていうのは、自身が感じられてないんでしょうか。

◎長岡教育長 職場から離すかどうかというのは、基本的には市町村の判断になります。市町村が研修命令を出さないと、外すことはできません。県が研修命令を出すっていうことはできない。そういう意味で、市町村教育委員会が、これを出すかどうかという判断をします。ただ、今回の場合、その判断を市町村はしなかったわけですので、そういう意味で、我々は認めてしまったっていうのがあります。ただ、この点について、もう少し

し市町村と十分に話をするという事はあったと思います。

◎はた委員 教育長がどの程度報告を受けているのか確認をしなければならないと思いますが、ハラスメントに対する認識の甘さについては、令和5年4月14日付けで小中学校課が作成をした土佐清水市立足摺小学校における講師へのハラスメント事案に係る対応についてという公式報告文書が出てます。その中で、担当の斉藤管理主事は、被害者の保護者からの問合せに対して、2月28日時点でまだ処分は決定していないが、年度内に決定される見込みと回答している。けれども、何も音沙汰がないので、3月2日、処分が遅いのではないかという問合せに対して、宮本課長補佐の回答は、ハラスメントではあるが、身体的接触の事案でないので慎重な検討が必要とし、ハラスメントの定義を理解せず、解決の先延ばし、時間がかかったと言われている問題につながるような言動をされております。また、被害者本人の聞き取りで明らかになったのは、被害者の保護者に対して、斉藤管理主事は、岡田氏が勤務を続けているのは、対象が生徒ではなく、教員だからという回答もしています。これはあまりにもひどい認識ではないでしょうか、教育長はどう思われていますか。

◎長岡教育長 まず、3月の時点で、基本的には処分等を行おうと我々のほうも考えておりました。ただ、その中で、新たな事案・事実がいろいろ判明してきたために、これはそのまま処分するわけでは駄目だと。さらに調査が必要であるといったようなところで、懲戒処分ができなかったということがございます。それが、2度、3度と続いてきたという話です。その一つが例えば、虚偽報告であったり、新たなハラスメントの事案であったり、そういったこととございます。

◎はた委員 最後に、まとめますけれども、ハラスメントに対する認識の甘さと、適切な対応ができてない問題というのは、高知県が示している懲戒処分の指針の中の第6、監督責任について、指導監督の不適切、それと、非行の隠蔽の黙認といったことに、県教員の担当課及び幹部が関わっているというふうに分えられてもおかしくない、そういった事実が確認されておりますので、当然、検証委員会をすべきですけれども、徹底した検証の上で、報告というものも、当然県議会、また委員にもしていただきたいと思っております。どうでしょうか。

◎長岡教育長 我々の対応として、反省すべき点があったというふうに分けておられます。今はた委員が言われておられます、それはいわゆる服務監督権者の問題であって、我々がその教員の服務監督権限を持つものではない。そういった意味で、市町村教育委員会と、校長等に対しては、我々として厳しく対応をしていかないといけないというふうに分けておられます。

◎橋本委員 教育長の、県の責任というものに対しては理解はします。1番最後に言われたように、服務については当然市町村教育委員会の責務ということになりますので、そこ

はなかなか県教委として侵すことはできないだろうということも理解はできるんです。私、ちょうど地元でして、この問題というのは非常に地元には衝撃が走っています。いまだにどこに行ってもこの問題についてのことを聞きます。先ほど教育長からもお話がありましたけれども、県教委として、この問題に対して、県民、それから地域に対する影響をどう捉えてるのかを、もう1回聞かせていただけますか。

◎長岡教育長 パワハラ、セクハラの問題でありますので、これは非常に大きな問題であると考えております。そして、市町村教育委員会、それから地域の方々、地域の学校、あるいは子供たち、こういった方々にも大きな影響を与えた問題であって、我々としてしっかりこれを反省していかなければならない、検証していかなければならないことであると考えております。

◎橋本委員 この問題において、県教委の一番の責任というのは何かというと、4月以降もこの問題教師を教壇に立たせ続けた。ここが問題なんです。基本的には、こういう事案については12月に県教委も知ってたはずなんです。これに対して、ある一定の方向性を示さずに、多分この制度を使ったというか、希望後任ということになりますんで、当然、この制度を使って、本人から希望があって降任させたということには、たてりとしてはなってるんでしょうけれども、しかし、私が一番土佐清水市で聞くのは、ここに来る前に、私1回、土佐清水市の教育長と話をしてきました。土佐清水市の教育長は、この清水小学校の6年の担当クラスの保護者全員に話を聞いています。生徒も全員聞いています。異口同音に保護者は、我々の子供が犠牲者になったという言い方をしてるんですよ。それから、直接的にその教師に教えられた子供の3分の1の皆さんは、心のショックを受けている。こんなんですよ。私が何を言いたいかというと、12月にこのことを県教育委員会が知ってて、人事権を持っている県教育委員会が4月の異動でこの教師を教壇に立たせ続けた。このことにおける地域の教育委員会の人事異動に対する信頼感というのは、本当に持てなくなってるということは言っておきます。知らずにやったらね、善意ですよ。知っててやるなら悪意になるわけですよ。とんでもないですよ、本当に。このことに対しては、県教委は謙虚に反省すべきだというふうに思っています。たしかに教育委員会、教育長に、こういう異動をしますっていうことをお伺いを立てて、了解ですよって言ったって言ってましたよ。それで、6月市議会で前田彰さんという議員が、この問題に対して質問しました。私はそれをユーチューブですずっと見ていて1番感じたのは、この問題が起きて、要は教育委員会留めにしたかった。しかし、現場に立たせるしかなかった。苦肉の策だったって言うわけです。苦肉の策だったって議会答弁で言うてるわけです。県教委にこういう教師を立たすわけにはいかないから、何とか加配してくれって言ったけども、その加配も認められなかった。そういうふうな話もしてるわけですよ。これが事実かどうか分からないです。土佐清水市の一般質問での話ですから。けど、こういうような話というのは、教師がいな

い、それから加配をお願いしても加配できない、臨時職員も見つからない。だから苦肉の策でこうやった。これは悪意ですよ、もう。このことに対してはやっぱり謙虚に反省してもらわなきゃ駄目だと私は思ってます。いかがですか。

◎長岡教育長 4月以降立たせたということについて、我々として大いに反省しなきゃいけないというふうに考えております。

◎三石委員 いろいろ委員から話が出ました。当然、ごもっともな意見だと私は思います。それで、今後のことについて、さっき話がありました、各課が連携を持つとか、マニュアルをつくる、それで第三者委員会を開いて、徹底してこの件を分析して対応を考えるという話もありました。当然のことです。こういうことがあっちゃならん。しかし、こういうことがずっと続いてるんですよ。今回、たまたま出てますけど、この後でまた出てきたこともありますわね。過去を遡ったらこういうことがいっぱいある。そういうことを考えたときに、もちろん第三者委員会でいろいろ検討はするわけけれども、何でこういうふうになってきたのかって。すぐ効果は出ないですよ。生まれて、大人になるまでずっと生活してきてるわけだね。先生を志して先生になって、児童生徒と接する。初めからこんなようなことを思ってなかったと思うんですね。しかし、こういうことになってくる。どこに原因があるのかって。私は、小さい頃から積み重ねてこんなことになってきてるんじゃないかと思うんですよ。

ちょっと話がそれますけれども、昨年、総務委員会の研修で萩市へ行ったんですよ。明倫小学校という500人弱の小学校でしたけれども、その小学校を中心に、幼保小中高大と一貫して人づくりしてるんですね。そして、小学校を卒業し、中学校を卒業し、大学を卒業した者が地域に帰ってくる。そして家庭を持って、また子供を生み、その子供が幼稚園、保育園へ行って、小学校へ来て、また中学校と。そこで、明倫小学校へは、4人の先生方が大学の教職も取って教員採用になって来られてるというんですね。問題行動とか、不登校だとか、警察にお世話になるとか、そういうことがあるんですかって言ったら、皆無に近いんですね。町全体が本当にうまく行って、教育の好循環とでもいうんでしょうか、そういうものを研修をさせてもらったんです。急には良くなくても、長い目で、今まで過去こういうような教育がなされとった、これで果たしてええんだろうかというような検証も、併せてこの第三者委員会で恐らく出てくると思います。今現象だけ見てますけども、ここへたどり着くまでいろんなことがあったですよ。そういうことと併せて検証をしていただきたいと思います。すぐに効果が出なくても、必ず原因があってこうなってるわけですから。現象はもちろん止めないかんですよ。こんなことがあっちゃなりません。反省するところは反省してやっていかないかんのは当然ですけども、そこへ来るまでの過程をもう一度よく分析をして、根っこの部分からどうすべきかということも考えていただきたい。

それと、県教委と各市町村の教育委員会との隔たりがあるというか、決まり上、県は各市町村に対して物は言えない。先生を任命する、採用する、そういうことの権限はあっても、なかなか教育行政について各市町村に物を言わないという決まりがあるんですね。県教委は、各市町村の教育委員会に指導という言葉も使えないんですよ。そのあたりも十分承知しておりますけれども、各市町村の教育委員会ともっと連携を持って指導をしてほしい。決まりでは、県教委も口は出せない、以前あるところでは、うちんとこの市教委に対して県教委がいろいろ言うなと言うた市教委もあったように聞いております。そうでなくて、第三者委員会で話が出てくると思いますが、決まりを超えて連携をしていくことが大事じゃなからうかと思えます。問題が起こるごとに、特に、小中学校のことで教育長が、すみませんでしたと謝罪する。それは当然のことやけども、それで済みじゃないんですよ。だから、もっと各市町村の教育長なり、現場の校長もやっぱり自覚を持ってほしい。何なら、例えばそういう問題があれば土佐清水市の教育長も県のほうに来ていただいて、いろいろお話を聞かせていただくとか、思いを言うとか。そういう従来と違うようなこともこの第三者委員会で議題に上げていただいて、こういうことが今後続かないようにしていただきたいと思えます。

◎橋本委員 先ほど三石委員からも話がありましたけれども、服務監督については、当然、市町村教育委員会が担いますので、それはそれでしっかりしなければならない。しかし、私が一番感じているのは、地教行法も変わったんですけれども、基本的にはやっぱり、教育委員会は合議制で、首長みたいに独立制じゃないんですよ。そのことを勘違いされてる教育長がいらっしゃるんじゃないかというふうに私は思ってます。だから形骸化されてるって言われることも確かに多々あるんです。当然、自分たちの仲間を守りたいですよ。特に先生出身者の教育長なら、自分たちと同じ教員は守りたい。けれども、要は人事権を持っている県にそれを言えば、当然、懲戒処分というものが目にちらつくわけですよ。だから言わない。こういうことに対して、もう少ししっかりメスを入れなければいけない。これ県のほうに言うわけじゃないですけども、さっき、三石委員も言いましたけども、基本がそこにあるんだろうと思ってます。だからそこをしっかりと整理ができなければ、こんな問題が起こる。基本的にはもう少しきちっと、地教委が県のほうに報告をして対応しておけばこういう問題にはならなかった。結局は前の教育長のときも起こってるわけで、今回また起こったわけですよ。とんでもない話だと思ってますよ。もう本当に申し訳ない、自分たちの地域の教育委員会のこんなことを言いたくはないですけども、実際ひどいですよ。そういうことも含めて、三石委員が言ってくれましたけど、全体を考えていく、そういう方向性を持った対応してもらいたい。私は本当に心から思ってます。

◎はた委員 採用の口利きといったことも疑われるという報告でした。本当にこういったことが分かっているながら現場に戻した、止められなかったっていう責任は県にあるという

ことを、明確に県民にきちんと報告すべきです。それと、一般社会の対応と、県教委の態度、対応、処分の在り方、一般社会から見たらこれはおかしいとしか考えられないんですけども、今度、第三者含めての検証委員会をするということであれば、県教委の責任はどうだったのか、認識は妥当なのか、瑕疵がなかったのか、そういった点も踏まえて検証されるべきですし、その上で、県教委の組織としての責任の取り方、また個人であれば個人の責任の取り方というものが問われる必要があると思いますけれども、教育長はどういうふうに認識されているんですか。

◎長岡教育長 しっかり第三者委員会で検証してまいりたいと思います。

◎中根委員 皆さん本当に心配されていて、この間、高知県で希望を持って教員をやろうという人たちが、次々と結局もうこんなところでやれないと。先生が不足していて先生が欲しいのに、どんどん潰された。そういうことも含めて、パワハラ、セクハラ問題というのは、本当に私たちの認識を新たにせんといかん問題だと思います。新たにないからこういうことが起こっているわけで、そこをしっかりと県教委としても、地教委としてもどうあるべきか、校長としてもどうあるべきだったのか、そこをちゃんと検証していただきたいということと、あと高等学校課と小中学校課が、それぞれ先日、南高校の問題も一緒に検証しますとおっしゃいましたけれども、やっぱりそれが課ごとでぶつんと切れているという印象を持っています。やっぱりパワハラ、セクハラ問題とは何なのかというのを、教育委員会全体で、本当は社会全体でやらんといかんと思います。そういう先鞭をつけるような検証委員会をぜひよろしくお願いします。

◎明神委員長 それでは、いろいろ出ました。今後、県教委の検証、第三者の委員会の検証、そして今日出されました委員の皆さんの声を十分に反映したマニュアルをまとめていただいて、二度とこのような事案がないようによろしくお願いを申し上げて、質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。それでは、執行部は退席願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(12時42分閉会)